

川棚町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	14,675	5,239,141	190,773	820,548	15.66	13.39

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

(単位：千円)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
24年度	98	354,747	48,333	126,629	529,709	5,405	5,474

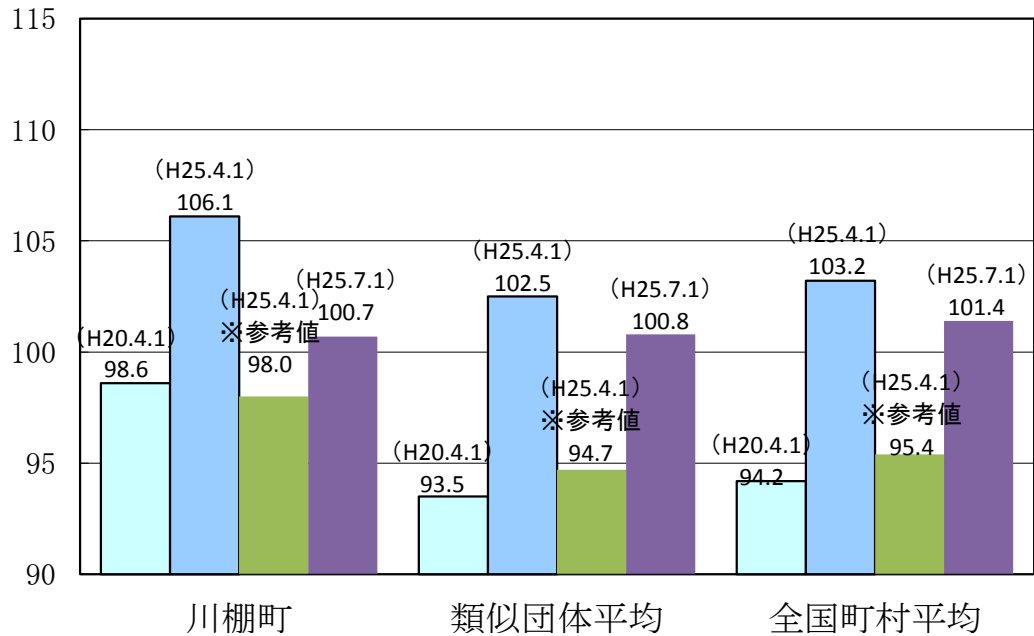
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は24年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項 (給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組 実施	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
抑制済又は減額措置の内容	平成25年7月～平成26年3月
(給料) 行政職給料表(一)の適用者は、2級以下は2.5%、3級から6級までは5.3%、7級は5.5%を給料月額から給料月額に乗じて得た額に相当する額を減ずる。 技能職員給料表の適用者は、1号から60号までは2.5%、61号以上は5.3%を給料月額から給料月額に乗じて得た額に相当する額を減ずる。 (手当) 管理職手当は、当該職員の受けるべき管理職手当の額から当該職員に適用される支給減額率を乗じて得た額を減ずる。 時間外勤務手当及び休日勤務手当は、勤務1時間当たりの給与額から当該職員に適用される支給減額率を乗じて得た額を減ずる。	

(その他)

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	給与改定率	(参考) 長崎県人事委員会の勧告				(参考) 国の改定率
		民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
24年度	% 改定なし	円 377,975	円 378,164	△ 189 円 (△0.05%)	% 改定なし	% 改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給 (期末・勤勉手当)

区分	年間支給月数	(参考) 長崎県人事委員会の勧告				(参考) 国の年間支給月数
		民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
24年度	月 3.95	月 3.93	月 3.95	月 △ 0.02	月 改定なし	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川棚町	40.5 歳	310,475 円	344,374 円	331,745 円
長崎県	43.8 歳	335,893 円	414,935 円	370,537 円
国	43.1 歳	307,220 (332,446) 円	— 円	376,257 (405,463) 円
類似団体	42.1 歳	308,431 円	352,383 円	332,303 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
川棚町 (調理員)	56.2 歳	2 人	357,600 円	365,400 円	363,350 円	調理士	43.2 歳	213,700 円	1.7
長崎県	50.6 歳	201 人	336,027 円	386,115 円	359,904 円	—	—	—	—
国	49.9 歳	3272 人	272,119 (286,850) 円	— 円	309,534 (325,400) 円	—	—	—	—
類似団体	50.8 歳	7 人	282,690 円	298,387 円	292,087 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
川棚町 (調理員)	5,892,400 円	2,854,800 円	2.06

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成22～24年の3ヶ年平均）。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算額である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

(2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区 分	川棚町	長崎県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	154,300 円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（25年4月1日現在）

区分	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満	
一般行政職	大学卒	276,200 円	341,600 円	364,900 円	395,300 円
	高校卒	208,900 円	287,800 円	331,600 円	356,100 円

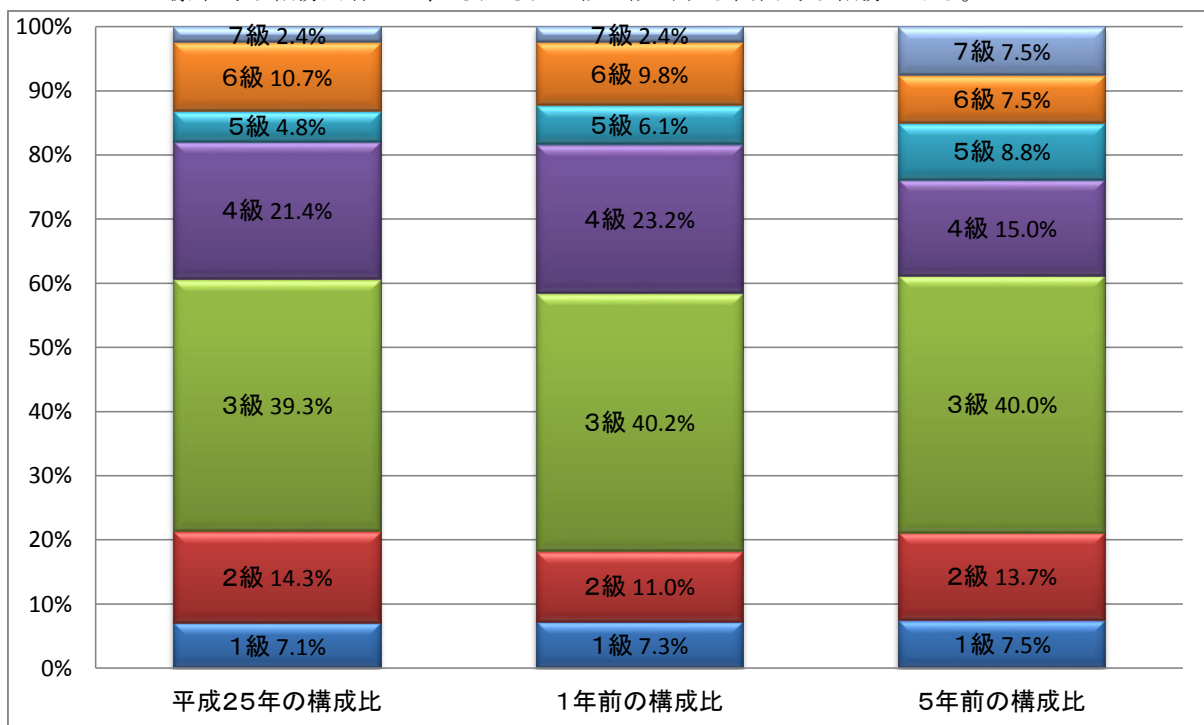
※経験年数別では、人数が少ないところがあるため、5年刻みの平均値を記載しています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補、主事、技師補、技師、保健師、栄養士の職務	6人	7.1%	135,600円	243,700円
2 級	主事、技師、保健師、栄養士の職務	12人	14.3%	185,800円	307,800円
3 級	主任、係長の職務	33人	39.3%	222,900円	354,700円
4 級	高度の知識又は経験を必要とする係長の職務	18人	21.4%	261,900円	388,300円
5 級	課長補佐の職務	4人	4.8%	289,200円	400,600円
6 級	会計管理者、課長、局長、室長、次長、学校給食センター所長、参事の職務（以下「課長等」という。）	9人	10.7%	320,600円	422,600円
7 級	高度な知識及び相当の経験を経た課長等の職務（参事を除く。）	2人	2.4%	366,200円	456,200円

- (注) 1 川棚町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年度から事務事業報告を実施しており、自己評価による事務事業報告に加えて、上司面接による意見を添えて町長に報告し、評価を行なっている。
 なお、平成24年度から職員の能力開発と人材育成の観点から人事評価制度を導入するための試行を実施しており、制度確立後において、昇給等への反映を検討している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川 棚 町	長 崎 県	国
1人当たり平均支給額 (24年度) 1,315 千円	1人当たり平均支給額 (24年度) 1,603 千円	1人当たり平均支給額 (24年度) — 千円
(24年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20%、管理職加算10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20%、管理職加算10%~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

平成24年度から職員の能力開発と人材育成の観点から人事評価制度を導入するための試行を実施しており、制度確立後において、期末・勤勉手当等への反映を検討している。 なお、現在は、成績率に差を設けず、一律支給を行っている。

(2) 退職手当 (25年4月1日現在)

川 棚 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.788 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 役職に応じた調整額の加算あり		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	2,957 千円	24,431 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

支給実績 (24年度決算)	178 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	11,125 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (24年度)	16.3 %		
手当の種類 (手当数)	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税等徴収手当	徴税吏員・徴収職員	町税等の臨戸訪問による徴収	・日額500円 (外勤2時間以上) ・徴収1件につき50円
犬猫処理手当	取扱いに従事した者	飼い主不明の犬・猫の死骸処理	1,300円/個
行旅病人取扱い手当	取扱いに従事した者	行旅病人の取扱い	1,000円/回
死亡人取扱い手当	取扱いに従事した者	死亡人の取扱い	3,000円/回
伝染病防疫作業従事手当	取扱いに従事した者	伝染病防疫の取扱い	1,000円/日

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (24年度決算)	15,416 千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	177 千円
支給実績 (23年度決算)	14,066 千円
職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)	142 千円

(5) その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 配偶者がいない場合の1人目 11,000円 その他 6,500円 16歳から22歳までの子 5,000円加算	同じ		11,625千円	232,500円
住居手当	・月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に家賃に応じて27,000円までを限度に支給	同じ		4,141千円	276,066円
通勤手当	・通勤距離が片道2km以上で、通勤のため交通機関を利用する場合は、その運賃相当額 ・自動車等を利用する場合は、距離に応じて2,000円～24,500円を支給	同じ		3,101千円	65,978円
管理職手当	・管理又は監督の地位にある課長、室長等に給料月額10%参事に8%を支給	異なる	官職等に応じて定額で支給	5,514千円	501,272円
管理職員特別勤務手当	・管理職手当を支給されている職員が、休日等において臨時又は緊急に勤務した場合、勤1回につき4,000円から6,000円を支給	異なる	官職等に応じて6,000円～18,000円	60千円	10,000円

5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等			
給料	町 長	518,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額					
		(740,000)	円	855,000	円/	507,500	円		
給料	副 町 長	501,500	円						
		(590,000)	円	685,000	円/	404,600	円		
報酬	議 長	305,000	円	408,000			円/	218,000	円
	副 議 長	251,000	円	340,000			円/	174,000	円
	議 員	228,000	円	320,000			円/	155,000	円
期末手当	町 長	(24年度支給割合)							
	副 町 長	2.85	月分						
期末手当	議 長	(24年度支給割合)							
	副 議 長	2.85	月分						
退職手当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)				
	副 町 長	報酬月額 × 500/100 ×	1,480万円	任期毎					
		報酬月額 × 300/100 ×	708万円	任期毎					

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

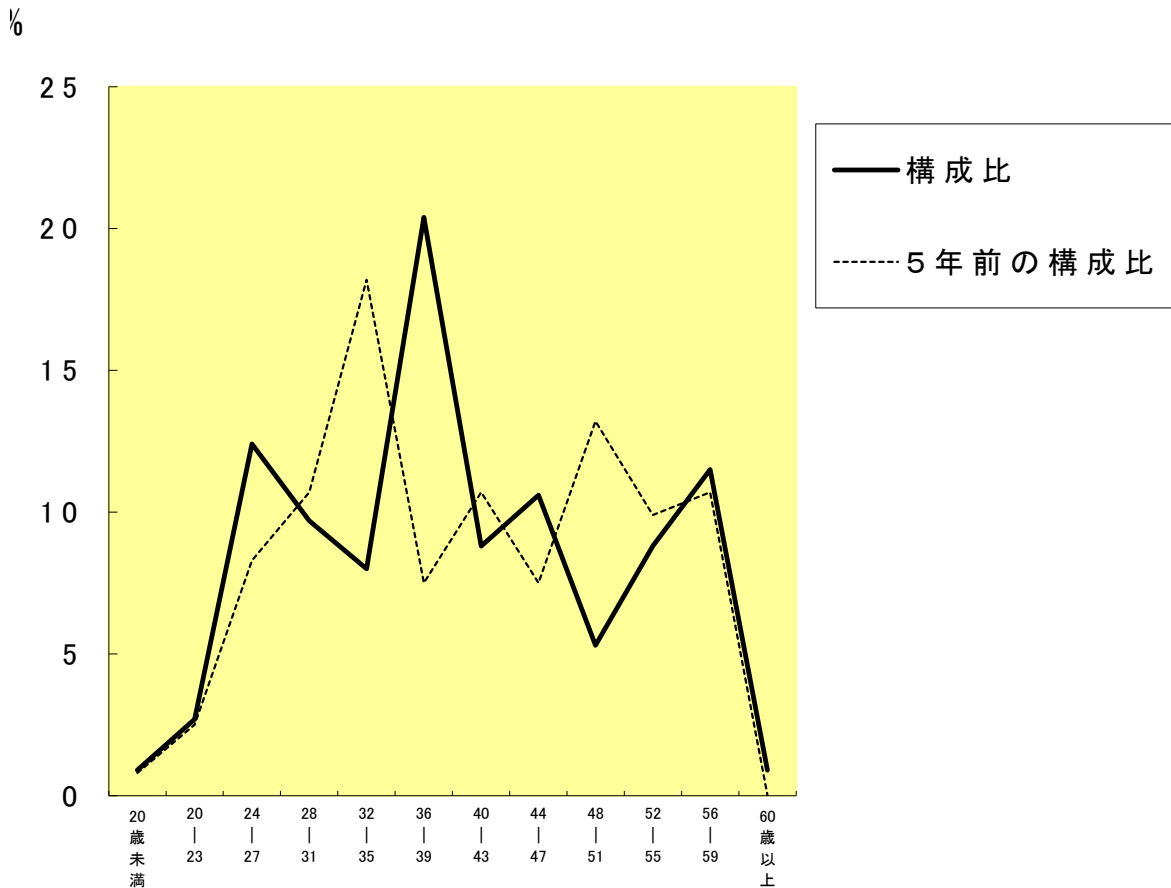
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数		対前年増減数	主 な 増 減 理 由	
	平成24年	平成25年			
普通会計部門	議 会	2	2		
	総 務	25	27	2	
	税 務	10	10		
	農 林 水 産	10	9	△ 1	
	商 工	2	3	1	
	土 木	10	10		
	民 生	10	9	△ 1	
衛 生	10	11	1		
	計	79	81	2	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 55.19人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数83.11人)
	教 育 部 門	13	11	△ 2	人事異動による減
	小 計	92	92		〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 62.69人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数103.42人)
公営会計事業部門等	水道課水道事業	9	9		
	水道課下水道事業	5	5		
	その他	7	7		
	小 計	21	21		
合 計	113	113		〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 77.00人	
	[128]	[128]			

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	1人	3人	14人	11人	9人	23人	10人	12人	6人	10人	13人	1人	113人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年 度						過去5年間の増減数(率)
	20年	21年	22年	23年	24年	25年	
一般行政	79	80	77	79	79	81	2 (2.5%)
教 育	20	18	17	14	13	11	-9 (-45%)
普通会計	99	98	94	93	92	92	-7 (-7.1%)
公営企業等会計	23	24	21	21	21	21	-2 (-8.7%)
総合計	122	122	115	114	113	113	-9 (-7.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
24年度	249,436	59,815	63,521	25.5	23.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)23年度平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
24年度	9	35,125	4,775	12,788	52,688	5,854	5,597

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（25年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
企業職	46.5 歳	333,697 円	365,290 円
一般行政職	40.5 歳	310,475 円	344,374 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川 棚 町	川棚町 (一般行政職)
1人当たり平均支給額 (24年度) 1,421 千円	1人当たり平均支給額 (24年度) 1,315 千円
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~10%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (25年4月1日現在)

川 棚 町			川 棚 町 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.788 月分	勤続20年	23.03 月分	28.788 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 役職に応じた調整額の加算あり		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 役職に応じた調整額の加算あり	

1人当たり平均支給額	2,957千円	24,431千円	1人当たり平均支給額	3,161千円	26,639千円
------------	---------	----------	------------	---------	----------

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）		1千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		125円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）		22.2%	
手当の種類（手当数）		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道料徴収手当	徴収吏員	水道料金の臨戸訪問による徴収	・日額500円（外勤2時間以上） ・徴収件数1件につき50円

エ 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	809千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	101千円
支給実績（24年度決算）	1,103千円
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	123千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（24年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 配偶者がいない場合の1人目 11,000円 その他 6,500円 16歳から22歳までの子 5,000円加算	同じ		1,622千円	202,750円
住居手当	・月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に家賃に応じて27,000円までを限度に支給	同じ		324千円	324,000円
通勤手当	・通勤距離が片道2km以上で、通勤のため交通機関を利用する場合は、その運賃相当額 ・自動車等を利用する場合は、距離に応じて2,000円～24,500円を支給	同じ		180千円	60,000円
管理職手当	・管理又は監督の地位にある課長、室長等に給料月額10% 参事に8%を支給	同じ		496千円	495,840円
管理職員特別勤務手当	・管理職手当を支給されている職員が、休日等において臨時又は緊急に勤務した場合、勤1回につき4,000円から6,000円を支給	同じ		6千円	6,000円